

# 戸籍事務がコンピュータ化されます

町では、平成18年3月上旬(予定)から戸籍の証明書をコンピュータで発行します。証明書の名称や様式が変わり、証明書が見やすくなり、発行までの時間が短縮されて便利になります。

## 【証明書発行までの時間を短縮します】

- 平成18年3月稼働を予定  
平成6年に「戸籍法」の一部が改正され、戸籍事務のコンピュータ処理が可能になりました。町では現在、戸籍事務の迅速・効率化など行政サービスの向上を図るため、コンピュータ化の準備を進めています
- 戸籍の事務が早くなります  
現在の戸籍は、和紙に手書きやタイプライターで記載され、保管整理や証明書の発行もすべて手作業で行なっています。コンピュータ化により、戸籍の記載内容がコンピュータに入力されるため、事務処理が正確で早くなり証明書の発行が今までよりも早くなります

## 【証明書の名称や様式などが変わります】

- 証明書の名称が変わります  
コンピュータ化すると証明書が変わります。戸籍に載っている全員を証明する「戸籍謄本」は「全部事項証明書」に、個人を証明する「戸籍抄本」は「個人事項証明書」になります
- 証明書が見やすくなります  
様式もA4判縦の横書きとなります。記載内容も文章体から本籍・氏名・出生・婚姻など項目別に記され、地番や生年月日などの数字も漢数字から算用数字の表記になるなど、より見やすくなります。なお、証明書は偽造防止のため、住民票の写しと同様の特殊な用紙を使用し、証明する町長印も朱肉から電子印(黒色の印)に変わります

## 【使用する名前の文字が統一されます】

- 辞典に載っている文字に変更になります

戸籍は、身分関係を登録、公証する公簿です。現在の戸籍の氏名等に記載されている文字をコンピュータ化する際には、常用漢字、人名用の漢字など辞典にある法で定めた文字を使用することになります

- 該当者には通知を送ります  
現在記載されている文字が辞典に載っていないかつた、手書きのため異なる字体で記載されているときは、辞典の文字に換えてコンピュータ入力させていただくこととなります
- 該当される人には、12月中旬に筆頭者または本人あてに通知を送りますので、必ずご確認をお願いします

- 氏名の変更ではありません  
コンピュータ化による文字の登録については、あくまでも戸籍の表記上の取り扱いとなります。これによって、氏名が変更されるものはありませんので、印鑑登録などの変更は必要ありません

住民課

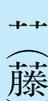
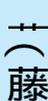
内線142

コンピュータ化にもない字体が変更になる主なもの

【手書きの部首(文字)を正しくする《例》】

原本の部首 登録される部首

 (綾)
  (綾)

 (藤)
  (藤)

【字体が変更になる《例》】

戸籍原本 登録される部首

邊 島 瀧 藤 藏 静 鯉 重 裕 梁

邊 島 瀧 藤 藏 静 鯉 重 裕 梁